

第19回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年8月21日(木)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 25名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	15番 佐久間 正夫	16番 奥野 政義
17番 峯下 健次	18番 川名 康夫	19番 佐久間 保夫
20番 地引 正和	21番 御園 豊	22番 葛田 吉弥
24番 渡邊 喜一	25番 笹生 猛	26番 藤井 幸光
27番 福原 孝彦		

5 欠席委員 1名

14番 板倉 保

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長 森副参事 鈴木主幹 神作主事

開 会

平成26年8月21日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第19回農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は、26名中25名の出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。14番、板倉委員が欠席でございます。

議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

16番、奥野政義委員、17番、峯下健次委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

議案1ページをごらんください。本件は、平成26年7月7日付で提出があり、平成26年7月22日開催の第18回農業委員会総会において継続審査とされた案件です。

申請内容につきましては、譲渡人は、労働力不足であることから売却したいとのことです。譲受人は、木更津市中野、牛込地区に農地を所有しており、坂戸市場地区においても耕作して、経営拡大したいとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、坂戸市場字宮林下です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料2ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、水利がなく耕作に不向きな土地や道がなく耕作できない土地、狭小で耕作ができない土地とのことです。農機具については、トラクター、耕運機、田植え機、バインダ、農用車、脱穀機を所有しており、作業については一部委託もしているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で490日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。これまでどおり水稻を作付し、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告

を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番です。今事務局さんのほうから言われたとおりでございまして、今回は、前回7月分がお流れになりましたので、8月8日に私と代理人の から2人で4時半に見に行きました。先ほど言われましたように譲受人は、現在木更津市中野及び牛込地区に約1町歩の田を耕作しており、今後坂戸市場地区での農地も計画しているということでございます。また、譲り渡し人は、現在 に従事しており、坂戸市場の農地を耕作できないためということでございます。非常にきれいに稲も育っております、ちょうどこれから取り入れというようなあんばいでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。

25番、笹生猛委員。

○25番（笹生 猛君） 25番。譲受人は、 を経営しながら、兼業農家ということで、農家としては別紙の添付資料のとおり問題なく営農しているというふうに思いますので、問題ないと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、2つほどあるのですけれども、1つ目は、田んぼが8反ぐらいあるのだけれども、主な販売収入のところは米が上がっていないのだけれども、その辺のところをお聞きしたい。

それからもう一つは、7月22日の継続審査か、これはどういうことだったか、それ忘れてしまったので、それもあわせて説明してください

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木さん。

○事務局（鈴木良宏君） こちら申告でお米についての申告がございませんでしたので、今後お米について主な販売先ということで経路等ありますれば、本人にお願いいたしましてお米の頒布も販売しているという形で、この販売の収入先のところに水稻という形で記載のほうを申告するように指導していきたいと思っております。

それと、前回の継続審議になった案件では、地元委員、それと住所地委員への説明がちょっとうまくいっていなかったということで、皆様の判断材料がなかったということで継続という形にさせていただいて、今月この場で審議をいただく形になっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方、どなたかいらっしゃいますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかにないようですので、質疑をここで終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

議案2ページから3ページ、総会資料3ページから4ページに本件に関する資料を載せております。

本件は、平成26年8月4日付で提出がありました。申請内容は、川原井在住の方が、農業者年金制度に基づき経営移譲年金を受給するため、農地を同一世帯内の後継者へ使用貸借しようするものです。

設定しようとする権利の種類は使用貸借権でございます。期間は30年です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、担当

地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) 議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、現在借地での住まいであるところ、借地を返却することとなり、自身の農地を住宅用地に転用したい、また南東側の隣接地に自身の農地があり、その農地へと農耕車両が移動する通路として転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件につきましては、平成26年8月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料5ページの位置図をごらんください。申請地は、百目木公園の南東側に位置し、農地と住宅の混在する中にあることから第2種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料6ページのとおりであり、排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し既設の市道側溝へ、また雨水についても既設の市道側溝へ排水される計画となっております。

総会資料7ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

1カ所訂正をお願いいたします。議案の4ページです。転用事由のところは、借家が老朽化しとあるのですが、これは借地に建築していた住家が老朽化しというところで、済みません。先ほど説明させていただいたとおり借地住まいであって、その借地を返却する、そこに建っていた住宅が老朽化したので、みずからの農地に住宅を建築するという案件でございます。申しわけありませんでした。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、関憲夫委員。

○2番(関 憲夫君) 2番、関です。7ページの写真をごらんください。この写真のところが事務局の話したとおり今の住宅の東側の農地になっております。どこまでかというと、中ほどですか、ハウスのちょっと手前のほうに50センチか1メートルぐらいの草がちょろちょろと生えていますけれども、ここまでが申請の農地になっております。その先のハウスの手前までが近所の身内の農地になっておるそうです。それでこのハウス、ことし雪でつぶれてしまったそうなので、今現在申請をしてあるそうです。それで、この農地の手前、左側が借地の母屋になります。右側が物置兼作業場になっております。

現在借地の前の宅地に家を建てたら、その右側の納屋に、すぐ目の前に納屋になってしまって、行

き来するも大変ということで、この東側の農地を新しく新築する土地にしたい、建物を建てたいということになっております。

竹だと思いますが、写真は、これはこっちのほうに耕作する出入り口を、ハウスのほうに、これ育苗ハウスなのですが、そっちのほうにしたいということで、この耕作する道路をつくりたいというふうに言うておりました。それこそこれ以外に さんのところ、いいところがありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第3号の1についてを議題といたしますが、議案第3号の1ないし議案第3号の4については関連がありますので、議案第3号の1ないし議案第3号の4について一括して事務局の説明を求めます。

事務局、森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の整理番号1ないし4についてご説明いたします。

議案5、6ページをごらんください。本件は、君津市の法人が、市内在住の所有者から申請地を賃貸借により借り受けして地上権の設定をしたいとするもの及び売買により取得したいとするもので、農地6筆で3,218平方メートル、そのほかに山林14筆で1万3,834平方メートル、合計1万7,052平方メートルの計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件でありまして、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件につきましては、平成26年8月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料8ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦椎の森工業団地の北東側約300メ

ートルに位置し、山林による分断がなされていることから第2種農地と判断されます。

今回の計画区域については、総会資料8ページの少し濃くなっている部分が農地です。総会資料9ページに今回の太陽光発電のパネル設置の図面を添付しております。この配置により合計3,168枚のパネルの設置が計画されております。

排水関係については、汚水雑排水は発生せず、雨水については区域内に貯留池を設け、市道に新設する排水管に排水する計画であります。

この転用計画については、隣接農地は2筆ありますが、事業計画を説明し、隣接の地権者に了解されているとのことでありました。

総会資料10ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) 本案件につきましては、18日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(地引正和君) 20番の地引です。議案第3号の整理番号1号から4号につきましては、譲受人が譲渡人から賃貸借により借り受けをして地上権を設定するもの及び売買により取得し、転用し、隣接する山林などとともに造成して太陽光発電施設を設置しようとするものであります。

8月18日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

今回の運営委員会における現地確認については、譲受人及び代理人並びに担当地区委員である中川喜一郎委員にもご出席いただき、午後2時10分から実施いたしました。現地では対象農地の現地確認をするとともに、現地における説明をいただきました。現地における主な質問及びその質問に対する説明は次のとおりであります。

雨水についてどのように処理するのかの問いに対しては、貯留池を設置しオーバー分を前面道路内に設置の800ミリの雨水管に接続し、放流処理するとのことでした。

雨水処理について区域内の勾配を現在と逆の勾配にして対処するとの説明があり、その土砂をどうするか問いに対しては、外部からの搬入はなく、場内での切り盛りで対応するとのことでした。

切り盛りする高さはどの程度かの問いに対しては、高くても3メートルとのことでした。

調整池を設けず貯留池をつくる理由はの問いに対しては、コスト面からとのことでした。

審査会には現地確認同様譲受人及び代理人並びに担当地区農業委員に出席いただき、午後4時から市役所会議室にて行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲受人及び代理人からも説明を受けました。

続いて各委員からの質問があり、譲受人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

現地での説明があったが、現状と逆勾配にして雨水処理をするとのことだが、具体的にどのようにするのかの問いに対して、場内は緩い勾配で市道側へ雨水を流す計画である。築堤は30度以下の勾配とし、張り芝などをし、土羽が崩れることを防ぐ予定であるとの回答を得ました。

貯留池の容量はどのくらいか、またその大きさはどのくらいかの問いに対して、深さは30センチ程度で、容量は約1,000立方メートル、面積としては3,300平方メートルであるとの回答を得ました。

車両が通れるような管理用道路がないが、管理はどのようにするのかの問いに対しては、人が草刈りをするため管理する上での車両の進入は予定していないとの回答を得ました。

譲り渡し人のうちの1人の土地についてのみ売買により取得することとしているが、その理由は何かとの問いに対して、相続財産管理人により管理されている農地であり、弁護士と協議の結果、売買が最善であるとの結論からこのようになったとの回答を得ました。

その他の質問に対しても適切な回答をいただきました。

採決の結果、運営委員全員一致にて議案第3号の整理番号1号から4号については、許可すべきものとなりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、資料の10ページの下の方の状態、このやつを見て何か指導をしたとか、そういうことを聞きたいのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、どうぞ。

○事務局（森 博君） 渡邊委員からのご質問については、かねてから荒れている農地をそのまま農地転用をさせてよいのかということにつながっておられると思うのですけれども、ここについての指導は実際はいたしておりません。かつて、平成18年のころに造成をされたということで、この土地の歴史については伺ったのですけれども、その後耕作がなされていたのか等不明な部分がありまして、長らく休んでおられる状態というふうには承知はしておりますけれども、質問そのものに対する答えとしては、その管理についての指導等はいたしておりません。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） そうしたら、この転用の許可とかそういう判断基準として、幾ら荒れていてももう問題ないということで審査基準というか、そういうのでいいのかしら。もうきれいにしようが、どんな状態であろうが、もう転用許可、通すのかどうか、その点説明してください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、回答をお願いします。

○事務局（森 博君） この状態のままでよいということではございませんので、こちらとしても指導はしてまいりたいとは思いますが、応じていただけるかどうかという部分がございまして、

その辺断言はできかねますけれども、適正な管理はお願いはしてまいりたいと。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の4について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の4については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の5について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号整理番号5についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、木更津市在住の個人が、市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案に記載のとおりです。

なお、本件については、平成26年8月1日に申請書の提出がなされております。

総会資料11ページの位置図をごらんください。申請地は、市街化区域に近接し、袖ヶ浦駅から約850メートルの位置にあり、前面道路に上水道、ガス管が埋設されていることから第2種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料12ページのとおりであり、排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の道路側溝へ、また雨水については既設の道路側溝へ排水される計画となっております。

総会資料13ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。議案3号5の1、5条の申請です。

総会資料の11、12、13ページをごらんください。現地は袖ヶ浦駅から約1キロぐらいのところ高須地区、8月21日午前9時に代理人の さんの説明を受けました。説明によると、譲り渡し人は奈良

輪 番地の 氏で、譲受人は木更津市請西南、 さんです。

さんはここに63.76平米の木造2階建ての住宅、現在はアパート住まいで、手狭になったという事で新築したいということでございます。

水道は市、電気は東京電力、ガスは未定、排水は集中合併浄化槽、一般ごみは地元自治会に加入して使わせてもらうということでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

福原委員。

○27番（福原孝彦君） 27番、福原です。転用目的が専用住宅用地ということですので、専用住宅用地の要件について事務局に説明をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 専用住宅用地の要件ですか。専ら住宅の用に供する用地ということによろしいでしょうか。回答になってございますでしょうか。

○27番（福原孝彦君） よくあるでしょ、市街化区域から1.1キロ以内の連たんで40戸は、これは適正であるからとかとあるでしょう。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 市街化調整区域の中の建築ですので、何らかの要件を持って建築をされるということはあるかと思うのですけれども、それについては都市計画サイドの所管ということで、農地転用につきましてまではそこまでは。ただ、建築の見込みがあるところを前提に農地転用の申請を受け付けてございますので、何らかの要件を持ってして住宅が建築できるということを前提とした農地転用の申請を受けてございます。

○議長（中川喜一郎君） 福原委員。

○27番（福原孝彦君） 委員長、できれば農業委員会の皆さんがやっぱり専用住宅用地でここが許可になるのだという、何で許可になるのだということをやはり説明の中に一言やっぱり加えないと、これは一応調整区域ですので、何で調整区域で専用住宅でオーケーなのだという疑問も出てくる方もいらっしゃると思うので、説明としたら、その辺の説明をしっかりといただければというふうに思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） そうですね、何らかの要件を持ってして建築に結びつく計画であろうと思われまいますので、その辺についても依頼人からあらかじめ聴取して、皆さんにご説明できるようにはしてまいりたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の5については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の6について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号整理番号6についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、市内の法人が、市内在住の所有者から申請地を賃貸借により借り受けし、資材置き場に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案に記載のとおりです。

なお、本件については、平成26年8月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料14ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦公園の南側に位置し、農地と住宅の混在する中にあることから第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料15ページのとおりであり、事業用の車両置き場や水道機材の置き場としての利用が計画されております。

当該法人については、電気工事、給排水工事の請負などを行っており、従前、借用し、使用していた資材置き場を返還することとなり、新たに資材置き場の確保が必要になったことから、事業所に近接する当該地を資材置き場にしようとして計画されているものです。

排水については、汚水雑排水は発生せず、雨水については浸透により処理する計画となっております。

総会資料16ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の委員会及び現地調査の報告を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） きょう21日朝8時に 代表さんの さんと会い、お話を聞いたところ、 さんは今までは草を刈り、いつもきれいにしていましたが、老人のために耕作ができないと

のことで、誰か借り手がないか探していたところ、 さんが資材置き場として、会社から近く、盗難防止や管理が便利であるとのことで、資材置き場用地として借りたいとのことです。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の6について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の6については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の7について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号整理番号7についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、市内在住の親族から申請地を使用貸借により借り受けし、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件につきましては、平成26年8月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料17ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦公園の西側に位置し、市街化調整区域内であり、広がりのある農地の中にあることから第1種農地と判断されます。第1種農地ではありますが、今回の申請案件は、転用許可の例外として規定されている集落接続、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上及び業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると判断されます。

土地利用計画については、総会資料18ページのとおりであり、排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の市道側溝へ、また雨水についても既設の市道側溝へ排水される計画となっております。

総会資料19ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告

を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 19日午後2時、代理人の の担当者、 さんと現地で会い、説明を受けました。

さんは、アパートに住んでいるが、子供が2人で手狭になったため、おじいさんから賃貸借で畑に家を建てたいとのこと。この畑、今までは家庭菜園的な野菜を耕作していました。

以上です。ご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の7について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の7については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の8について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号整理番号8についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、市内の農事組合法人が、市内在住の所有者から申請地を賃貸借により借り受けし、米乾燥調製施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案に記載のとおりです。

なお、本件については、平成26年8月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料20ページの位置図をごらんください。申請地は、のぞみ野の南西側に位置し、農振農用地であります。平成26年8月4日に用途区分が畑から農業用施設用地に変更となっております。

土地利用計画については、総会資料21ページのとおりであり、米乾燥調製を行う建物ともみ殻排出庫とするビニールハウスが計画されております。

排水については、道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の市道側溝へ、また雨水については敷地内にて浸透し排水抑制した後、既設の市道側溝へ排水される計画となっております。

総会資料22ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

24番、渡邊喜一委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番、渡邊ですけれども、8月18日の10時、現場にて説明を受けました。

現場は、資料20から22ページのようになっています。半分は野菜が植えてあり、半分は何も植えていないような状態でありました。この土地は さんの所有地ですが、農事組合法人に貸し出しするもので、ここにライスセンターを建設するものです。そして、隣接地の人たちのほうの同意書ももらっております。それから、排水については大曾根の用水組合のほうの許可も得ているということです。

この農事組合法人ができると大曾根・勝地区のほとんどの水田の作業をやってくださる予定になっております。そのため農家の人たちが農機具のほとんどをそなえなくても水田の耕作ができるために大曾根・勝地区の人たちは非常に喜んでいるというふうに思います。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の8について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の8については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の9について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号整理番号9についてご説明いたします。

議案7ページをごらんください。本件は、市内の法人が、市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、農地1筆で4,211平方メートルの計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成26年8月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料23ページの位置図をごらんください。申請地は、幽谷分校の南東側2,100メートルに位置し、山林による分断がなされていることから第2種農地と判断されます。

今回の計画区域については、総会資料24ページのとおりであり、今回の太陽光発電のパネル設置の図面を添付しております。この配置により合計576枚のパネルの設置が計画されております。

排水につきましては、汚水雑排水は発生せず、雨水は自然浸透とする計画であります。

総会資料25ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、18日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番。議案第3号の整理番号9号につきましては、譲受人が譲り渡し人から売買により取得して転用し、太陽光発電施設を設置しようとするものであります。

8月18日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

今回の運営委員会における現地確認については、譲受人及び代理人並びに担当地区委員である御園豊委員にもご出席いただき、午後1時25分から実施いたしました。

現地では対象農地の現地確認をするとともに、現地における説明をいただきました。

現地における主な質問及びその質問に対する説明は次のとおりです。

発電した電気は計画地に近接する鉄塔の送電線へ接続するのかの問いに対しては、容量が異なり、電柱を立てて送電する計画であるとのことでした。

周囲にフェンスを設置する計画はあるかとの問いに対しては、フェンスの設置については当該計画地は子供らが近寄ることもなく、また隣接農地における除草作業の邪魔になるおそれがあること、さらにパネルについては獣害のおそれがないことから現時点では計画はないとのことでした。

雨水処理についてはどのようにするのかの問いに対しては、現状の地面のままとするため調整池などは設置せず、浸透による計画であるとのことでした。

2メートル弱の道路幅員で工事車両が進入することに支障はないかとの問いに対しては、幅員を考慮した車両での工事を行うとのことでした。

審査会には現地確認同様譲受人及び代理人に出席いただき、午後3時から市役所会議室にて行いました。

事務局からの議案説明を受けた後、譲受人及び代理人からも説明を受けました。続いて各委員から質問があり、譲受人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

現地でも確認したが進入路の幅員が2メートル弱であり、隣接農地所有者の同意が必要ではないか

との問いに対して、当該地周辺には民家が1軒あるだけで、当該地周辺に来るのは草刈りをされる方のみであり、工事用車両の進入についてパネル設置の期間はさほど長くなく、支障なく工事ができるものと思われるとの回答を得ました。

境界の表示はどのようにしてあるかとの問いに対しては、杭はあるが草で見えなくなってしまうため、竹の棒を立ててわかるようにしてあるとの回答を得ました。

隣接農地について何が耕作されているかとの問いに対しては、獣害が多く、ほとんどの畑は休耕されているとの回答を得ました。

計画地の北側に農地があるが、拡大して事業を行う予定があるかとの問いに対して、現時点ではそのような計画は持っていないとの回答を得ました。

パネルメーカーはどこかとの問いに対しては、カナダ製であるとの回答を得ました。

異業種からの事業展開であり、発電事業をどのように行っていくかとの問いに対しては、事業地が近いこともあり、まめに現場に足を運びたいとの回答を得ました。

そのほかの質問に対しても適切な回答をいただきました。

採決の結果、運営委員全員一致にて議案第3号の整理番号9番については許可すべきものとなりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。ちょっと勉強のために聞きますけれども、転用して宅地にすれば宅地という地目になると思うのですけれども、これは発電所という地目になるかどうか、その辺ちょっと教えていただきたいと思うのです。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 地目で申し上げますと、発電施設用地という地目は現時点でないかと思しますので、一番近いものとなると雑種地という地目になるかと思われます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の9について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の9については許可相当と決定いたします。

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてを議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号整理番号1の農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてご説明いたします。

議案の8ページをごらんください。農地法の規定に基づく許可を要しないと認められる土地については、現況確認書を添付し、地目変更の手続が行われることとなっております。

本件と同様の案件を本年6月の当総会にて審議していただきましたが、既に農地以外の土地になっていることが明白なもののうち、農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつこの間、農地法第51条の規定による違反の処分を受けていないものとして、現況確認書を取得するための証明願であります。

総会資料26ページをごらんください。証明願の写しを添付しております。今回の申請地は、開業当時、株式会社 であり、商号変更や分割や合併によりまして、現在は株式会社 により運営されており、この から申請が提出されたものであります。

総会資料27ページをごらんください。申請地は、蔵波地先の の 内に存する農地で、 の の1,174平方メートルです。

申請の理由としては、当該 時に、農地を 用地とする農地転用申請がなされておるところですが、その手続から漏れていることがこのほど判明しましたが、昭和54年撮影の航空写真により当該土地は の の一部として使用されてきた経緯が確認できましたので、農地法の規定に基づく許可を要しない土地として現況確認書により証明を受けるものです。

本年6月に審議いただいた案件と同様の案件であります。所有者が亡くなっており、相続が終了していないことから申請までに時間を要し、さきの案件とは別のタイミングで皆様にご審議いただくことになっております。

総会資料28ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告

を求めます。

25番、笹生猛委員。

○25番（笹生 猛君） 25番、笹生です。8月11日に申請者とともに現地を確認してまいりました。現地は の のど真ん中であり、以前から として使用されていたものだということが明白であり、申請のとおり許可することでよろしいかと思われま

す。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については承認するものとして知事に意見を付して申請書を送付いたします。

議案第5号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 買受適格証明書発行の件を議題といたします。

議案第5号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

議案9ページをごらんください。議案第5号整理番号1から3につきましては、袖ヶ浦市の実施する公売に参加するための買受適格証明書の発行にかかわる案件です。この入札に参加するための買受適格証明書の発行の可否についてご審議いただくことと、権利者がこの買受適格証明書の発行を受けまして、入札で落札した場合、農地を農地としての取得であることから、農地法第3条の許可が必要となります。この3条許可申請についても提出をいただいておりますので、本申請についても許可とするか、あわせてご審議をお願いします。

袖ヶ浦市による公売物件につきましては、総会資料32ページに整理番号1から3の位置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。

総会資料29ページが売却区分番号43の1で、29ページ左上に番号を記載しております。神納字卒土

田 番 及び 番 です。

次に、30ページが売却区分番号43の2で、総会資料30ページ左上に番号を記載しております。神納字卒土田 番及び 番 です。

次に、31ページが売却区分番号45の1で、総会資料31ページ左上に番号を記載しております。神納字桶下 番です。

袖ヶ浦市の公売にかかわる物件は3件で、5筆となりますのでご確認ください。

入札日は平成26年9月2日で、実施機関及び入札日は全て同じものでございますので、以下省略させていただきます。

議案9ページをごらんください。議案第5号整理番号1につきましては、売却区分番号43の1と43の2と45の1の3件、5筆の入札に参加したいとするものです。申請理由は、自作地に近く、耕作に便利であるとのことから取得したいとのことです。

総会資料33ページをごらんください。申請者の所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、水利がよくないことから耕作に向かない土地とのことです。農機具等については、耕運機、農用車を所有しており、トラクター、田植え機、コンバイン等は親戚から借りて作業しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で500日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。近隣に耕作地があり、今後も水稻を作付するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。ただいま事務局のほうからの説明のとおりでございます。お三方とも、いずれも自作地に近く、耕作上便利ということでございます。それと同時に耕作放棄地を解消し、協力していきたいと、このような話をしておりました。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。例えば資料の33ページの主な販売収入とか、それからあとは34番の同じあれなのだけれども、この資料からは本当にこの人たちが正常に農業をやっているかどうかというのがよくわかりません。今多田さんが説明してくれたけれども、資料をきちっとやっぱり書いて、農業委員会に出すようにしないといけないと思うのだけれども、どうですかそれ。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 今後主な販売先、それからそういったものに関して、申請があったとき等に

確認するようにして、聞き取りの調査を行うようにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第5号の1については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の1については申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

次に、議案第5号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案9ページをごらんください。議案第5号整理番号2につきましては、売却区分番号43の2、1件2筆の入札に参加したいとするもので、申請理由は自作地が公売物件を南北で挟むように隣接しており、耕作に便利であることから取得したいとのことです。総会資料34ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具等につきましては、トラクター、耕運機を所有しており、作業については委託をしながら耕作しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で230日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。自作地に隣接した土地であり、今後も水稻を作付するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。いずれも自作地に近く、耕作上便利だということでございます。それと同時に耕作放棄地解消に向けて取り組んでいきたいと、このようなことでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第5号の2については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の2については申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

次に、議案第5号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第5号の3についてご説明申し上げます。

議案9ページをごらんください。議案第5号整理番号3につきましては、売却区分番号45の1、1件1筆の入札に参加したいとするもので、申請理由は自作地が公売物件を南北で挟むように隣接しており、耕作に便利であるとのことから取得したいとのことです。

総会資料35ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、湿田で農業用機械が入れないことから耕作できない土地とのことです。農機具等につきましては、所有する農地を耕作するのに必要なものはそろっているものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、世帯で600日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。自作地に隣接した土地であり、今後も水稻を作付するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番です。ただいま事務局説明のとおりでございます。この方の土地に隣接しており、耕作上便利だということで、繰り返しますが、耕作放棄地解消に向け取り組んでいきたいと、このようなことでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第5号の3については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の3については申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

次に、議案第5号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第5号整理番号4につきましては、東京国税局の実施する公売に参加するための買受適格証明の発行にかかわる案件です。この入札に参加するための買受適格証明書の発行の可否についてご審議いただくことと、権利者がこの買受適格証明書の発行を受けまして入札で落札した場合、農地を農地としての取得であることから農地法第3条の許可が必要となります。この3条許可申請についても提出をしていただいておりますので、本申請についても許可とするかあわせてご審議をお願いいたします。

公売にかかわる物件につきましては、総会資料36ページから37ページが売却区分番号7038の2で、36ページ左上に番号を記載しております。川原井字上久料 番の 。

次に38ページから39ページが売却区分番号7038の3で、同様に38ページ左上に番号を記載しております。川原井字影山の吉 番の です。

公売にかかわる物件は2件で2筆となりますので、ご確認ください。

入札日は平成26年8月25日で、実施機関及び入札日は全て同じものでございます。

議案9ページをごらんください。議案第5号整理番号4につきましては、売却区分番号7038の2と7038の3、それぞれの入札に参加したいとするもので、申請理由は高速道路インターチェンジに近く、出荷等に便利であることから農業経営拡大のため取得したいとのことです。

また、本案件は7月22日の第18回総会で一度ご審議いただき、保有する農機具等について所有していることについて確認し、口頭にてご説明したところですが、公的機関の証明がなく、書面における審査において農機具の保有が確認できないことから取得しても耕作できるか不明であるとして、審議の結果、不適合と決定されました。

総会資料40ページ、41ページをごらんください。千葉市農業委員会が発行いたしました農地基本台帳記載事項証明書です。農機具の所有欄につきましては、所有する農機具が記載されておりますので、ご確認ください。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はないとのことです。農機具等につきましては、農地基本台帳記載事項証明書に記載されておりますとおりトラクター、トラック、コンボを所有しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で550日とのことです。そのほかに常時雇用者が1名おまして、従事日数は300日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。これまでどおり畑として利用し、玉竜、ゴールドクレスト、オリーブを栽培するとのことです。

本件申請につきましては、農地法第3条の許可要件を全て満たしているものと思われま

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めま

21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。この件につきましては、今事務局がご説明いただきましたように前回保留になった物件でございます。その後、7月29日お昼の12時半に代理人が来られまして、前回こうだということについて不明な点、今事務局説明ありましたように農機具の点が不明だったというようなことなので、説明に参ったということで説明に来られました。この農機具につきましては、千葉県農業委員会の発行される公文書に記載されているということでございますので、今回はこれは適格であるかなというふうにも考えられます。よって、荒れている農地が有効利用されると、農地に復元されるということも考えますと、何ら問題ないかなというふうに考えておりますが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第5号の4については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第5号の4については申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

ここで休憩、再開は16時30分からにしたいと思います。10分くらいの休憩にします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

議案第6号 平成26年度第5次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第6号 平成26年度第5次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第6号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が3件で、102.61アールとなっております。個々の内容につきまして記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）5ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。 さんですが、申請件数が3件で、申請面積の合計は102.61アール。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。こちらに権利の移転を受ける方の経営状況等が記載されております。 さんですが、申請面積は20.42アールとなっております。こちらは売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。2ページを見てほしいのですけれども、これは用紙を2枚にしたらためなのですか。線引いてやっているけれども。そういう制限があるかどうか。

○議長（中川喜一郎君） 鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） これ3部複写になっておりまして、用紙は、契約書も兼ねておりまして、申請書、それと利用集積の申込書になるのと、借り受け人、貸付人という形で、合わせて3部複写になっておりまして、それぞれ借り受け人、貸付人のほうに利用計画のほうで報告されました形になります。今回書くところが小さかったところにこの筆数があったので、1枚に入れていただいたという形になりますが、渡邊委員おっしゃったように2枚、3枚使って、1行ずつ使っていただいても構わないですし、書き方としてはこのような形で2段書きにさせていただいてもよろしいかなというところで、どちらかということでは特に区分してはおりませんが、なるべく見やすい形で書いていただければなどは思っておりますけれども、1枚に集約していただければ1枚に集約していただきますし、2枚、3

枚とこの利用計画書を出していただくことも別に問題はございませんので、書き方についてはいろいろとありますので、ご理解ください。

○24番(渡邊喜一君) 要は申請書類というのは書きやすく書く、そうしたら見やすいだろうし、その辺のところを指導してほしいと思います。

○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑。

はい、どうぞ。

○22番(葛田吉弥君) 22番、葛田です。所有権移転のことなのですが、さんという方、聞いた話が、へ勤めていて、年間100日農業をやっていないという話なのですが、これはどういうふうにこれ、個人の申請ですか。

○議長(中川喜一郎君) 事務局。

○事務局(鈴木良宏君) 一応申告のほうでは農業従事日数100日という形でお伺いしております。

○議長(中川喜一郎君) 御園委員。

○21番(御園 豊君) 21番、御園でございます。代表さんも来られておるわけでございますけれども、は職員が年間100日休めるような仕組みになっているのかお伺いします。

○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。

○19番(佐久間保夫君) 100日休むということはありません。

○議長(中川喜一郎君) 御園委員。

○21番(御園 豊君) ということになりますと、これは本人がへ勤めておって100日農業をやるということは、これどういうことで100日ということを出したのか。

○事務局(森 博君) 農作業従事日数の捉え方について、この農作業従事日数、この1日と数えるに当たっては、例えば我々1日8時間の勤務をしております、それが1日というカウントにはなりませんけれども、農作業につきましては、必ずしも1日8時間勤務したから1日というカウントではないというところでございます。実際のところ田んぼの時期になりますと朝夕なのでしょう、水の見回りでぐるっと回ってくると小一時間ぐらいかかったりと。それでも1日というふうに数える方はおられますし、そういうことの積み上げからして100日勤務、サラリーマンがお勤めをせず農業に従事しているから100日かという、必ずしもそうではないというところで、ですから水の見回り、朝の涼しい時間に草刈り等々で農業に携わったということで日数をカウントするということもあり得るかと思えます。

○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。

○3番(高浦芳一君) 3番、高浦です。今の事務局の説明はさんの100日を擁護するような発言と聞こえました。明らかに今の森さんのご説明がさんのご発言であったならば、さんはそう申していましたという言い方をすべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 森君。

○事務局（森 博君） 正直申し上げて、私、 さんのところの従事日数の件についてはやりとりしたことはございませんけれども、ただほかの方で、この日数の捉え方はどうだということでも窓口でお話をさせていただいたことございまして、一般的なお話として農業従事日数の捉え方についてご説明をさせていただいたところです。これが全てそのまま さんに当てはまるかどうかというところは検証はしてございませんので、何とも申し上げられないのですけれども、この日数の捉え方の考え方というのですか、その辺をちょっとご説明させていただいたところでございます。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） それでは、要は捉え方がいろいろあるわけですが、農業権利者は家族で何百日で権利が発生しているわけです。ただ、個人のこういう申請になりますとただ単に100日ということに書かれてきますと、1日8時間労働で100日というふうに一般的に捉えるのが通常だと思うのです。こういうふうに勤め人、サラリーマンの方がこうして100日というふうに書かれるとやっぱり疑問に思われても仕方がないわけです。よって、今後こういった形で農業権利者、土地を買うのに100日という数字、通常農家をやっているならば大体250日とか300日と書いてくるのであれば、この方は一年中専業農業をやっているのだなという理解をできるのです。ところが農地を求められる方があえて100日とか60日ぎりぎりとかと書かれてくる場合があるわけです。そうした場合はやっぱり疑問に持たれないように、100と書いてあっても、括弧して1日1時間もある、含むというような箇条書きを入れれば皆さんもスムーズに納得できるかなと思うのです。よって、今後こういうふうな中途半端な時間、日にちをもって農地を取得される場合は、事務局のほうで受付のときに、この100日というのは丸々1日8時間ぐらいの時間帯で100日をカウントしているのですかという確認した上で、いや、そうではない、1日水回り1時間もありますよということであるならば、括弧書きして、1日1時間も含むという形で書かれれば農業委員の方々はみんなスムーズに受け入れられると思いますし、解釈もできるかなと思います。だから、今後そうされたいかがかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） この利用集積に関しては経済振興課と私どもと双方が関係してまいりますので、双方で調整しながらということでございますので、今、今後の取り扱いについてを即答させていただくことについてはちょっと避けさせていただきたいと思いますが、ただ、ちょっと先ほども申し上げましたとおりこの日数の捉え方というのは人それぞれの部分もございまして、感覚的な部分で書かれている方もおられるというところがございまして、では1日1時間も含むのだよというのを逆に言うと、ほぼ皆さんそうなのです。逆にそちらのほうが一般的なのかなというところございまして、これには書いてございませんけれども、そういうものを含むのだよというふうに見ていただけるとありがたいかなと思います。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番(高浦芳一君) 3番、高浦です。この申請に当たって明細の確認というのは、事務局がそういう判断をして受理し、この総会に提案するべきものではないと思います。やっぱり100日がどういう形態で作業をしているのかというのは確認するのが事務局であって、それを総会のこの席でさんにかわって100日の説明をしてあげるのが事務局であり、議案の提出趣旨だと思うのです。ですから、御園委員が言われるようになるべく委員各位がなるほどそうなのだということがわかるように今後申請書、書類等の受理に当たっては確認していただいた方がよろしいかと思います。ですから、確認してまいりますというお答えでいいのではないのでしょうかと思います。

○議長(中川喜一郎君) 事務局。

○事務局(森 博君) 言葉が足らずに申しわけありません。要はあくまでも農業従事日数の報告を農業従事者の方がしていただけるわけですから、この日数でよろしいのですよね、その確認はしてまいりたいと。

○議長(中川喜一郎君) 笹生委員。

○25番(笹生 猛君) 25番、笹生です。ちょっと基本的なところを教えていただきたいのですけれども、お米をつくるのに、私は3月から8月いっぱい、半年ぐらいたというふうに認識したので、それで100日というのは土日を使ったとしても25週であれば50日というふうな感じだと、ちょっと私の常識というか、私の知っている限りだと矛盾があるのかなというふうに感じるのですけれども、実際にお米をつくるということだとどんなふうなのですか。その辺を、皆さんプロだと思いますのでちょっと教えていただければ。

○議長(中川喜一郎君) ちょっと今笹生委員についてのお答え、どなたか。事務局答えられなければ、いっぱいやっている人でこういうものだという何か。農業をたくさんやっている人、ちょっと教えてやってくれませんか。

はい。

○1番(山口忠雄君) 1番、山口です。お米だけで言えばそういうことになりますけれども、そのほか裏作とか野菜をやったり、そういうのがありますから、単純に米だけでは答えられない。

○25番(笹生 猛君) この申請もそういうこと、米だけではなくて。

○1番(山口忠雄君) ではなくて。

○25番(笹生 猛君) なるほど。

○議長(中川喜一郎君) よろしいですか。

ほかに質疑。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第6号について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

報告第1号ないし報告第2号について事務局に説明を求めます。

神作君。

○事務局（神作高史君） 事務局、神作です。報告第1号についてご報告いたします。

議案10ページから12ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年7月1日から平成26年7月31日まで10件です。

引き続きまして、報告第2号についてご報告いたします。

議案13ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約などの通知がありましたので、報告いたします。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 資料配付がありますので、よろしくお願いします。

〔資料配付〕

〔「議長、ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 保育園の建設とかそういうやつ結構来ているのです。保育所とか何か書かれているのだけれども、例えば何保育所とかそういう名称をちょっと教えてくださいませんか。

○議長（中川喜一郎君） 神作君。

○事務局（神作高史君） 神作です。具体的な保育所の名称などは示されませんでした。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○24番（渡邊喜一君） 要は市とかそういうことではなくて、そうしたらそれは個人が保育所をやるとか、そんな感じなのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） これは社会福祉法人 というところが保育所を建設するために市街化

区域内の農地について届け出を出して申請してくると、今後建設されてくるわけで、そうやってきて、建設されて、 さんのほうでお名前を改めてつけられるのではないかなと、そういう形になると思います。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですね。

資料配付終わったところで、次に報告第3号 前農業委員の不祥事に関する再発防止検討委員会報告ですが、山口忠雄再発防止検討委員会委員長より報告をお願いします。

○不祥事再発防止検討委員会委員長（山口忠雄君） 不祥事再発防止検討委員会報告書の内容をご説明する前に、数点報告書の修正をお願いしたくよろしく願いをいたします。

なお、この報告書については8月9日に開催した第6回の検討委員会です承をいただいたものでありますが、本日皆様にご報告するに当たり再度確認したところ、修正が必要であると思われたことから内容の報告の前に修正をお願いしようとするものであります。

1点目、目次の部分ですが、「4 前農業委員「T」らが関与した農業委員等への動向」とありますが、本文での見出しが、「4 前農業委員「T」らが関与した農業委員等への動向等」ですので、本文中の見出しにそろえることとして、「動向」の後に「等」を追加しようとするものであります。

2点目については、7ページ上から2行目、「 前農業委員は「T」ら」とありますが、ここは前農業委員の動向について書いているところであり、「前農業委員は」を削り、「 「T」ら」と修正したい。また、次の行、「察知した委員の全てが」とあるところ、「察知した農業委員の全てが」と修正をしたいと思います。

最後に、11ページ上から2行目、「 今回の」の行の直前に空白行がありますが、他との表記のバランスをとり、この空白を詰めることとしたいと思います。

以上が修正箇所であります。よろしく願いをいたします。

○議長（中川喜一郎君） 引き続きお願いします。

○不祥事再発防止検討委員会委員長（山口忠雄君） それでは、前袖ヶ浦市農業委員の不祥事に関する再発防止検討委員会報告書の委員長説明をさせていただきます。

平成26年3月2日に設置された再発防止検討委員会は、同日から現在までに6回にわたり、委員にて調査や議論を重ねてまいりましたが、ここに報告書として取りまとめましたので、皆様にご報告いたします。

内容の説明に入る前に、皆様におわびがございます。取りまとめに際し、千葉地方検察庁の閲覧準備の遅延とはいえ、取りまとめと報告が大変遅くなりましたことに、まことに申しわけございませんでした。なお、裁判の記録の閲覧については、7月29日に事務局にて閲覧し、この報告書の記載事項との照合もしております。

それでは、内容のほうを説明させていただきます。

まず、1ページの「はじめに」では、再発防止検討委員会の設置の目的や検討事項を記載しており、

今後同様の事件を起こさぬよう、事件の原因と改善策をまとめて「報告書とした」としております。

2の「事件の概要」は、今回の贈収賄事件の発端から不正工作、逮捕から判決までを整理したものでございます。

2ページの3の「事件の発端となった申請案件の経緯」では、平成20年5月の当初申請における運営委員会と総会の審議経過及び不許可処分に対する提訴の却下までの経過と、平成25年1月の再申請の審議経過及び許可相当に至る経緯を整理しております。

次に、6ページの4の「前農業委員Tらが関与した農業委員への動向等」では、前期農業委員の全員に聞き取り調査を実施し、回答を得られたT以外の結果を整理し、審査への便宜依頼、飲食への誘い、金品の供与、Tらの行動やうわさの認識をまとめ、さらに調査結果から委員の対応の問題点、審議への影響等をつけ加えたものであります。

また、前農業委員から回答のあった現農業委員への意見を要約して、5に記載をいたしました。

次に、9ページの6の「事件の原因と課題」では、当然あるべき農業委員としての公務員倫理の欠如が最大の原因としながら、市民からの信頼を損なうものであったと結論づけ、不正が発生した理由や原因から課題を整理いたしました。

課題の1点目は、公務員の倫理でありまして、委員一人一人の倫理観と不正を起こさせない職場環境をつくるのが最大の課題であり、察知した不正行為の是正を促したり、会長への報告があったならば事件にならなかったとも考えられます。

2点目の課題は組織であります。農業委員として審議する案件は権利に絡むものが多いことから、委員1人で申請者または代理人からの説明を受けるのではなく、「複数の委員で受けることがよい」としております。

なお、万が一不正等が発覚した場合は、組織として断固とした処置を講ずることも必要であるとしております。

さらに、推薦団体の責任と行政や議会の農業施策に対しても、残土条例制定なども含めて言及しております。

次に、10ページの7の「まとめ」では、調査や審議、検討の過程から便宜依頼を受けた農業委員は毅然とした姿勢で会議に臨み、「Tらの行った不正工作は審議に反映されているものではない」と判断をいたしました。

また、運営委員会では関係者の同席と現地調査、総会においても関係者の当初申請の不許可理由の改善と営農計画等の説明を受け、質疑の上の審議が明確であることから「不正工作の影響は見られなかった」と結論づけております。

最後に、8の「再発防止への取り組み」では、不祥事に対する厳しい評価や指摘は真摯に受けとめ、今後の事務を適正に遂行するため農業委員はみずからの綱紀粛正とともに、研修等で法令遵守の徹底を図ることとし、組織としては会議での積極的な質疑や活発な議論の上で意思決定に臨むことや許可

案件の事後確認の実施が必要としております。また、これらに加え通報制度の確立として、委員からの内部通報はもちろんのこと、外部からの通報者の保護を図る制度の創設も必要としております。

以上が「報告書」の内容となりますが、我々農業委員といたしましては、報告書をまとめることだけではなく、この報告書によって行動を起こし、農業者や市民の信頼を得ることが真の目的でありますので、委員全員のご理解とご協力をお願いいたします。

この「報告書」の取り扱いですが、現農業委員の総意として9月26日の議会全員協議会への説明を経て、ホームページで一般市民に公開したいと考えております。

なお、再発防止検討委員会の活動は、来月26日の議会全員協議会への説明をもって終了すると考えておりますが、実質的には本日が最後となります。今までの皆様からのご支援とご協力に対し心より感謝を申し上げまして委員長報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（中川喜一郎君） 報告が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。10ページの上から3行目の につきましてですが、これはさらに委員を推薦した機関等は、推薦した委員の犯した社会的責任や道義的責任等についても相当の責任を負うべきだという位置づけされておりますけれども、これは相当の責任を負うべきだということは、いろいろな責任の負い方、あるいは解釈の仕方が発生すると思われまます。これはこの前段に、要するに推薦した委員が犯した社会的責任ということをつたってあるわけですが、犯したということは罪を犯したということの意味なわけでございますので、公務員という立場で罪を犯したということは、これはもう即首という対応をしなければならないはずであります。よって、この相当の責任を負うべきであるというこの文言について、相当を省いて、解任を含めてという文言に入れかえたらいかがかと提案をさせていただきます。

以上です。ご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 今御園委員から相当の責任という件で質問がありましたが、皆さんどう考えるか。

はい、どうぞ。

○11番（山下和彦君） 11番、山下ですけれども、検討委員会で検討した結果がここに出ていると思うのですが、相当の責任を負うべきだとあるが、どういうことを想像してこの文言を入れたのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 山口委員。

○不祥事再発防止検討委員会委員長（山口忠雄君） 今回何人が辞任された方がおりますので、それを含めて言ってございます。

○議長（中川喜一郎君） 山下委員。

○11番（山下和彦君） 推薦した機関等とありますけれども、私がこの農業委員になったのは久保田区長の推薦で、農業委員に推薦されたのですけれども、その機関というのは、そのことを言っているわけですか。

○不祥事再発防止検討委員会委員長（山口忠雄君） いえ違いますね。これは推薦を受けただけで、我々は公選で上がってきているわけですから、違うと思います。

○11番（山下和彦君） その機関も相当の責任を負うべきというふうな文書で、解釈されると思うのですけれども、違いますか。

○不祥事再発防止検討委員会委員長（山口忠雄君） そこは違いますね。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。もうちょっと砕いてこの件について説明申し上げますと、当時この問題が発覚した後いろいろな議論をされた中で、やはり農業委員、公務員であり、関係者は道義的責任を持ってそれなりの結論を出すべきではないかということは何回か討論されたわけですが、その中で、当事者と思えますけれども、辞任をされた委員の中から、私どもはこういうものを同士で追及し合うべきではないと、あるいは業務をもって市民に理解していただくというような発言を盛んにされておりました。しかし、最終的にやはり社会の世論の中で辞任をせざる得なくなって辞任、一身上の理由で辞任ということが出されたわけですが、これはまた一身上の理由ということは何を意味しているものかわからない。本来は農業委員会の中で農業委員が辞任をする場合、明確にその趣旨を説明して、農業委員会が認めなければ辞任はできないことになっております。農業委員会法の中で、ですから、それをただ一身上の理由によって辞任しますということで認めてしまったわけですが、今回は、本来はこれはきちっと、辞任したということは、中を解釈すれば、これは当然自分に非がある。いわゆる社会にいろいろ言われていることが自分で認めたということになるわけです。だから本来は、その一身上の理由ということだけでは我々は認めるべきではなかったはずなのです。やはり盛んに自分たちは関与していないとか、中にはごちそうになって何が悪いとか、ごちそうになっただけで金はもらっていないとかという弁明をしていた方もおるようでございますけれども、そういった今回の一連の不祥事の流れの中で、やはり相当の責任という文言だけでは、そういう自分たちが今後業務の中で背中を見ていただいて、市民に、社会に理解をしていただくということを盛んに言っておった現実があるわけですので、ですから相当の責任ということ、曖昧な私は文言だと思います。

よって、ここら辺はきちっと、悪いことをしたらやめなければいけないのだよということきはきちっとしておくべきことが必要でないかなというふうに考えます。ひとつご審議のほどよろしく願います。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。御園委員さんのおっしゃることもわかりますが、我々もその辺の文言について、これはやはり今委員長が話してありましたとおり議会の報告の後にホームページ等で一般市民に公開すると。ですから、この文言につきましては、御園委員のおっしゃることも含めた相当の責任であるというふうな形でぜひともご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑。渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 9ページの課題の中で、アの部分で、罪を繰り返す行為には至らなかったであろうというふうに書いてありますけれども、この罪を繰り返すということは、前にもこういうことがあったという事実を言っているのですか。そういうことでなければ、ただ罪を、何かもうちょっと言葉をかえたほうがいいと思うのだけれども、前回何かあったのだったらそれはわかるけれども、繰り返すということであれば。

○議長（中川喜一郎君） 山口委員。

○不祥事再発防止検討委員会委員長（山口忠雄君） これまで事が大きくならなかった。お金を何度も渡すとか、接待を繰り返し何度かしましたよね。そういうのが起きないで、その時点でとまったと思うのです、報告していれば。それをしなかったから何回も何回も陰で繰り返し行われてきた。そういうあれ。

○24番（渡邊喜一君） そういうことを言っているのですか、ここは、書いてあることは。俺は前何か罪を起こして、また同じようなことが発生したからそういうことでこれ書いたのかなと思ったので、そういう意味ではないのですね。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質問ある方。山下委員。

○11番（山下和彦君） 11番、山下ですけれども、11ページのほうで、上から5行目、広義のコンプライアンスについての研修会等を実施し、徹底しなければならないという文言が入っていますけれども、これは研修委員会のほうにこういうコンプライアンスの研修会をしてくれというふうなことの意見でしょうか。これが1点。

それと同じ11ページのほうで、ウの許可案件についての事後確認という中で、許可時の事業計画を適正に進行していることの確認できるシステムを構築する。いわゆるもう一度何か問題点があったので構築する必要、構築する要綱とか何か、そういうのをつくれと言っているのか。

それと次の(3)の通報制度の確立、一番下に公益通報制度を創設する必要があると。問題点を2つ出しているような感じがあるのですけれども、こういった創設するとか、構築するとか、次の進むステップ、いわゆる実施要綱というのですか、そういったものをつくる必要があると言っていますけれども、それをつくる検討委員会の中で、今後検討委員会の中でそういった構築するもの、あるいは創設する文書、実施要綱的なものを今後検討委員会の中でつくっていくことがあるのかということをお聞きしたい。

○議長（中川喜一郎君） 山口委員。

○不祥事再発防止検討委員会委員長（山口忠雄君） 検討委員会の中でやるということではなく、この会の中で研修会等、研修委員会とは書いてはございません。そういう研修会をもっと催したほうがいいのではないかと、そういうことで。

○11番（山下和彦君） 私の意見としては、一番最後のページのほうに設置要綱というのがありまして、その中で第2条、所掌事務というものの（3）、その他委員会が必要と認めるときにはまたこの検討委員会が継続しますよとうたってありますので、できれば検討委員会のメンバーさんの方でこういった、今私の言ったことを検討していただければいいかなというふうに、要望です、私の要望でございます。総会で検討するのではなくて、再度検討委員会のメンバーさんが引き続きこの制度の創設というのを検討していただければ、私の要望です。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 奥野委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。このことについては今後の、本日この私どもが出させていたいただきました案について、皆様方にご承認をいただいて、その後、当然研修会等と書かれてありますので、研修委員さんにも多くかかわっていただくようなことにもなるかと思いますが、そういうことを含めましてこの後この農業委員会の中で、このことをどうやってやっていくかということは詰めさせていただければなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 今奥野委員から提案がありました。検討委員ばかりではなくて、みんなで、研修委員会も含めてということで今提案がありました。今回は検討委員会のメンバーでやってきたわけですが、これに加わらなかった人も、これからまたみんなでこれは協議して、また違った事項があれば追及いたしていくことが出るかと思しますので、とりあえずは市長あるいは副市長、それからこれからまた議会への報告等ありますので、これを契機にまたみんなで協議して進めていきたいと思します。

何かほかにありますか。どうぞ。

○3番（高浦芳一君） この事件が発覚して農業委員会が市民の信頼を損ねたということは事実でありまして、その結果、その原因、対策等をこの委員会で検討して、この報告書がまとめられました。この報告書の中で言わんとしていること、また農業委員会としてこの検討委員会を設けてここまでに至った経緯というのは、農業委員会の立場は社会的責任、道義的責任という立場の中で検討してきたはずで、その責任というのはこれまで道義的責任の中で、もちろん社会的責任を踏まえて、その責任ある立場の中でこれまで農業委員が4名ほど辞任をしております。それは御園委員が言われましたように非常に不明確な一身上の理由という、都合ということでの責任をとった委員もおりましたけれども、この報告書の中にあるように、特に1ページです。2の事件の概要の（6）、それから9ページの公務員倫理の課題としてのアに掲げてある中段から下、これらの責任そのものというのは、今現在の農業委員の中にもいるはずで、その人たちの責任あるきちとした姿勢は持っていたかなくて

は困る。農業委員そのものが、この農業委員会そのものがまだまだ改善されていない、自浄努力がされていないという批判も、これは今後あり得る話ですから、ここに書いてある、特に数回にわたり多額のお金を渡されようとした委員、それからそれらを契機に一切外部に話さないで、Tさんが罪を重ねた経緯を押さえようとしなかった社会的責任、道義的責任は絶対あると思うのです。そういう意味ではこの報告書が出されただけではなくて、報告書の書いてある意味合いをしっかりと当事者である委員が責任を持って対応していただかなければ、最終的な袖ヶ浦市農業委員会の自浄努力、改善にはつながらないと思います。関係者がいるはずですので、その方々はきちとした姿勢を持っていただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑、どなたかありますか。はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 先ほどからこだわっておりますけれども、この10ページの相当の責任を負うべきという文言の取り扱いでございますけれども、先ほど奥野委員から言われましたように解任も含んでいるのだよという言葉がございましたけれども、だとするならばやはり相当の次に括弧書きで解任も含みという文言を、括弧書きで相当の次に入れていただければと思います。というのは、やはりこの相当の責任を負うべきということはいろんなとり方がございますし、今回の件につきましても公務員たる者は、公務員の職務上得た、あるいは犯した罪は公に説明する責任があるのだと私ここで申し上げました。ところが辞任された方々は、それはプライバシーだということで盛んに反発しておりました。もちろん個人的な、私的なことは、プライバシーはあることは承知しておりますけれども、公務上知り得たこと、あるいは公務上犯した罪については、これは個人のプライバシーはないわけです。これは公務員倫理法の中にきちとうたってあるわけです。責任、責務、説明責任があるという。ですから、そうしたことすら認識していないから事件にかかわったということと、あわせて自分の非をかえすためにプライバシーだと盛んにそこでブレーキをかけようとした、回避しようとしたという感覚があったわけでございます。ですから、この相当の責任を負うべきだということの文言だけでは、時によれば今回の件のように自分たちの職務を全うして、その職務上において市民に理解をしていただくというような曖昧な、わけのわからない、責任回避的な発言が出てきたと思います。

よって、やはりこういう一言、一言についてはきちと明確に書いておくことが必要かなと私思いますので、この相当のの次に、括弧して解任を含めるということをここに付け加えていただきたいと要望をいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○事務局（森 博君） 手続の上での説明をさせていただきたいと思います。ご承知だと思いますので、確認の意味も含めまして。

解任ということは、推薦団体の側が行う行為になりますので、こちら側からのアクションではございませんので、こちら側で取りまとめた報告書の中に、推薦団体側が行う解任という文言を盛り込む

ことが果たして適切なのかどうかというところは疑問があるところでございますので、ちょっと確認の意味を含めまして解任という意味をご説明させていただきました。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） につきましては、これはここに書いてありますように委員を推薦した機関等という前書きがあるわけですから、この機関が行う処置、処理をこの文面はうたっているわけですから、この機関がそういった者を解任するという、そういう権限がこの にはあるわけです。よって、この農業委員会が解任ではない。ここにうたっている、この前文に推薦した機関はと書いてあるわけですから、機関が行う処理の仕方を指しているわけです。よって、私の提案は、それはおかしいということに当たらないと思います。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 今の御園委員の発言については、私はそのとおりだと思います。ただ、相当の責任をという文言を訂正して、相当（解任を含めた）という件につきましては、私はあえて解任を含めたというところは必要ないのではないかと。その相当の責任ということについては、社会的責任や道義的責任、いろいろあります。その内容によって相当の責任という範疇は解任もあるであろうし、嚴重注意もあるだろうし、いろいろな事例があるだろうということの中では、あえて解任を含めたというふうに限定しなくともよろしいのではないかと思いますので、原案どおりでよろしいのかなと思っています。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑は。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結したいと思います。

今解任の話が出ましたけれども、解任を入れる、入れない、その件についての採決をしたいと思えます。

解任する文言を入れるほうについて賛成の方。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 文言を入れることに賛成は4名でしたので、先ほどの高浦委員が言われたように、これについては文言は入れないということで進めたいと思います。

それでは、質疑は終結いたしました。

いろいろ質問等がありましたが、皆様より承認を得て設置された検討委員会の出した結論となりますので、これをもって前農業委員の不祥事に関する再発防止検討委員会報告書としたいと思いますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

この件の報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かありますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 委員の皆さんから何かございますか。

高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 動議として提案させていただきます。

ただいま報告、再発防止委員会委員長から報告され、先ほどの総会で承認をされましたこの原案の中で社会的責任、道義的責任、刑事的な責任、いろいろありますが、刑事的な責任においては司法のほうできちっと判決が下っております。その中で明らかに道義的責任が問われる現農業委員会の中、または委員がおります。その人に対する社会的責任をしっかりとってもらいたいということで動議をさせていただきます。

○議長（中川喜一郎君） ただいま3番、高浦委員から動議の発言がありました。ただいまの動議は社会的責任ということで辞職勧告についてであります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの動議について、関係した委員の社会的責任についてをお諮りいたします。3番の高浦委員の動議に賛成の方は挙手をお願いします。

○26番（藤井幸光君） ちょっと済みません。動議については何人が賛同者が必要と思うのです。

〔「今……」と言う人あり〕

○26番（藤井幸光君） 申しわけありませんでした。

○議長（中川喜一郎君） 改めて申し上げます。

高浦委員の動議に賛成の方は挙手をお願いします。

○4番（篠原 覚君） 動議の趣旨がわからないのです。

○事務局（佐久間泰利君） その後で説明がございますけれども。

○議長（中川喜一郎君） 暫時休憩します。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

件名は、関係した委員の社会的責任についてであります。

お諮りいたします。この件を動議に出されました。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成15名であります。

よって、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第11条の規定により動議は成立いたしました。

ほかに発言ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それではお諮りいたします。

この際、動議の成立しました議題を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議ないものと認めます。

よって、これらを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程を追加いたします。日程第4の次に日程第5、発議案第1号、提案理由の説明、質疑、討論、採決、この順で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

発議案第1号 関係した委員の社会的責任について

○議長（中川喜一郎君） 日程第5、発議案第1号 関係した委員の社会的責任について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。ご承認いただきました動議について趣旨説明をさせていただきます。

先ほどの不祥事対策防止検討委員会委員長報告の中にあります事件の経過並びに運営委員会、農業委員の動向等の中で、明らかにこの農業委員全体が市民の信頼を損ねたこと的前提となる刑事処分を受けましたTさんが、これまでの事件等を起こした経過の中では、これまで裁判記録の中にもありませんように、また記録を見ていない方はマスコミ、新聞等でご承知のとおりの内容があります。具体的にこの報告書の中の1ページの事件の概要(6)、Tは、申請者らと共謀して転用に反対する農業委員に数回にわたり多額の賄賂を渡そうとしたものである。これは確かに受けなかったのは当たり前のことで、当然受けないから刑事告訴は受けない、または刑事処分も受けない、それも当たり前のことです。ただ、この賄賂を受けようとした方が数回にわたり、記録では10回ぐらいの記録があります。要するに渡されたという行為があります。できれば1回目のとき、または数回にわたるある時点で、農業委員会のこの席で、または会長等にその報告をしたならば、当然Tさんもそれ以上の犯罪を犯すこともなかったであろうし、農業委員会もその事実確認をした中で、規律正しい綱紀肅正がなされていたものと思っております。結果的にTさんが犯した、それまでの経緯は刑事処分をされるに当たっても、

今日までのような農業委員会に対する市民の批判、不信、いろいろな意見等はなかったものと思います。そういう中では、自分はもらわなかったからいい、よかったのだと、責任はないというような姿勢は、これは絶対あるべきではない。我々農業委員の一人一人は、御園委員が言われましたように公務員でありますし、自分たちが知り得た内容を秘密としなくてはいけないものは守秘義務がありますが、綱紀に違反するような不正な事実があったならば、それを是正する責任があります。そういう意味ではその責任というのは、社会的な責任とか道義的な責任、刑事的な責任とありますけれども、今回の賄賂を受けようとした方は刑事的な責任はないにしても、社会的な責任、道義的な責任があるはずで、具体的名前を言わせていただきますと川名康夫委員です。大変この委員会に対する不信、これまで混乱を招いたその責任は、私はあるものと思います。川名委員のお考え、弁明、いろいろな意味でも結構です。まずご発言をいただいた上で、最終的に辞任、もしくは何らかの反省、それを求めるものであります。そういう意味で関係者の社会的責任を求めるということで動議を出させていただきました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今高浦さんが言われたことについてどう思われますか。

○18番（川名康夫君） この前、2日前に……

○議長（中川喜一郎君） 立ってきちんと説明してください。

○18番（川名康夫君） 2日前に会長さんと山口さんに言ったとおりです。

○議長（中川喜一郎君） その中身をおっしゃってください。

○18番（川名康夫君） 9月の21日に持ってきましたけれども、持ってきてまして、では弁護士さんと、どうしましょうかと聞いて、農業委員の仲間だし、何ももらっていないのでどうしますかということ、どう対処しましょうかねと言いましたら、そのときに弁護士さんが言うには、それはもう警察は結構補足しているから報告したほうがいいですよと言われたのですが、私は警察には言わないで、1月の何日か手帳を見ないとわかりませんけれども、そのとき警察が来ているいろいろ聞かれて、手帳を持っていった。その手帳を持って行って見せてくれと。断る理由もなく、手帳を持って行って、そういういろいろな経過を聞かれましたもので、正直に言っただけの話です。

○議長（中川喜一郎君） その前に高浦委員がどう感じていますかと、そういう意味のことをおっしゃったと思いますが。

○18番（川名康夫君） 別にうちのほう考えるには、公判記録もここにコピーして持ってきましたけれども、それ以前に資源開発に立米当たり30円を要求していますので、私どもは何を言っても聞いてくれる段階ではなかったと思います。一応ここに公判記録がありますので、公判記録を見てもらえばわかると思います。

○議長（中川喜一郎君） そのことを今私は聞いているのではなくて、先ほど高浦委員さんが言われたようにそのことについて自分自身どうお考え。

○18番（川名康夫君） 別に道義的責任は感じておりませんが、確かに、言ってみれば話さなければよかったかなという話がありますけれども、自分のうちの庭先で、庭先というより担当区域ですし、現に汚染されていますので、汚染物質が出ていますので、それで私どももいろいろ過敏にはなっています。この前も言ったのだけれども、25年の1月の16日とか21日の総会でも言ったのだけれども、県はシアン0.1ミリグラムで埋め立てを許可しているけれども、我々分析……

○議長（中川喜一郎君） そのことはいいです。その話ではないですから。その話は延々としゃべらない。それは全然的が違った答えですから。

〔「道義的責任はどう感じているかの話だよ、今のは」と言う人あり〕

○18番（川名康夫君） だから別に道義的責任とか社会的責任は、私は自分のところの農地を守るためによかれと思ってやったことだと思います。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○8番（積田雅美君） 8番、積田です。川名さんに聞いていることは、農業委員会が新聞でたたかれて、農業委員会全体が信用が失墜したと。それについて川名さんはどう思っているかということを知っているのです。あなたがお金をもらわなかった。それはわかっているのです。わかっていますけれども、農業委員会の信用が失墜した。それについてあなたは責任はないのですか、責任を感じないのですか。どうなのです。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員、答えてください。

○18番（川名康夫君） 私の言っていることで農業委員会が信用を失墜したというのだけれども、私はそうは思わなかったです。真実を言うことが、これからの農業委員会自体もよくなるのではないかと考えてはいたのです。

○議長（中川喜一郎君） 積田委員。

○8番（積田雅美君） 我々は農業委員会の委員であって、そういうことがいけないことだとわかっていますよね。川名さんね。それを何で農業委員会の委員会に報告しないで、他の警察とかそういうところにしてしまったのですか。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員。

○18番（川名康夫君） 済みませんけれども、農業委員会に報告する、警察が来てしまったというか、警察は農業委員会が行われているときに来たのです。そのときまだ警察は知らないし、私のほうも警察には話していませんので。

○議長（中川喜一郎君） 積田委員。

○8番（積田雅美君） もっと突き詰めて言えば、川名さんがTさんからそういう話、贈収賄の話があったことを早目に農業委員会に報告していれば、ほかの人は巻き添えにならなかったのではないですか。そういうことは考えなかったのですか。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員。

○18番（川名康夫君） そういうことも考えられないわけではないのだけれども、ここの供述調書を見ていると、もうその真上から慌ただしくて、私が言ったからといってほかの人たちに累が及んだ及ばないということはおかしな話だと思います。来たときは　　さん持って帰ってよということを行いましたので、もうそれはそこで済んでいるものと思っていました。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 川名さんのお考えは何となく理解できると思うのです。私は理解しようと思っています。ただ、川名委員は農業委員なのです。適切な審査をすべき立場なのです。また判断すべき立場なのです。同じ農業委員の人にこういう不正、要するにきちっと対応してくださいというふうにお願いをする立場なのです。それを不正行為をしているという事実を知っておきながら、それをほかの農業委員に話をせず、農業委員会にもこういうことがあったのだということを、自分たちで気をつけよう、農業委員会としてはあるべき姿に戻らなくてはいけないということをしてほしかったのです。それをしなかったという責任は絶対あると思うのです。それを行わなかったために積田委員が言われたようにほかの委員が、川名さんが言うことを聞いてくれない、望みがかなわない、ではほかの委員にお願いをして、頼んで、席を設けて、飲食をさせてというような行為に及んだのです。結果的にそういうふうな臨んだ人たちは、ああ、自分も悪かったということで責任を感じて辞職されたのです。

から推薦された農業委員も、　　としても解任をされたのです。それは相当の、それなりの状況を確認をした上で組織的にも判断をし、農業委員を交代されたと私は聞いています。

そういう中では、自分は、要するに法律に違反していないからというような刑事罰の責任ではないのです。社会的に、道義的に、本来公務員として、農業委員としてあるべきことをしなかったことによってTさんがさらに事件をたび重ねていて、それに巻き添えを食ったほかの農業委員の方がいるわけです。結果的に農業委員会全体が一般市民からいろいろな目線で見られた中で、不信感が得られたわけです。これまで、ことしに入って傍聴に来られた方がいっぱいいます。それらの方は農業委員会としてどんな動きをするのか、農業委員としてどういう姿勢を持っているのかというのを直接傍聴に来ていたのです。それを農業委員会としては再発防止対策検討委員会ということで立ち上げて、公平な目で見た中での報告書なのです。そういう報告書の中にもあるように、やっぱり自分はお金をもらわなかった、言ってもだめだではなくて、農業委員としての責任ある立場、社会的な地位、そういうものを自覚されていないのですかということをお聞きしたいのです。本当にそういうことが自覚されていないなら農業委員の資格がない、私はそう思います。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員。

○18番（川名康夫君） 何度も言いますがけれども、9月の21日にお金を持ってきましたので、そのときは　　さん、これはもう要らないよということで、それはそのときにもう話は終わっているし、ほかにもその話を言うこともなかったし、　　さんはそれで諦めたと思っているし、金は持ってこないまでもちよくちよくうちには来ましたが、何とかならないかと言って、もうそれ以来金の話はしま

せんでしたから、だからそれで事は済んだと思ってはいました。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 農業委員会事務局が裁判記録を閲覧していただいた中の記録を見ますと、10回ほどお金の絡む話が出ていますけれども、それは事実ではなかったのですか。1回きりだったのですか。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員。

○18番（川名康夫君） 金に関する話は24年ころからちょくちょくありましたけれども、それは話だけで、現物が、話としてのあれだから本当かどうかは、金を持ってくるような人なのかどうかという話は、冗談交じりの話だと思っていましたから。初めて現物を、300万うちへ持ってきたときが初めて、これは本当に持ってきた、本当にやっているのだなとは思いましたけれども、それは私は断りましたので、一応断ったので、向こうもおとなしく引っ込めました。また1回か2回ぐらい来たのだけれども、そういう話はなしにしようということをしていましたので、それ以降現物を持ってくるということなかったし、　　さんは現物を引っ込めたのだから、それで事は終わったと思っていました。

○議長（中川喜一郎君） 地引委員。

○20番（地引正和君） 先ほどから話を聞いていて全然とんちんかんなことばかり言っているわけです。公務員として、また農業委員として全く自覚を持っていませんよね。こういう今の答え方で果たして農業委員やっていけるのでしょうか。私は完全に失格だと思うのですけれども、やっぱりそのくらいのことを皆さんに聞いたほうがいいのではないですか。これずっとやっても同じことですよ、申しわけございませんが。

○議長（中川喜一郎君） 今質疑あるいは討論、両方一緒になっていますけれども、本人の答え、それから皆さんの感じ方含めて、ほかにどなたかまだありますか。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 川名委員は確かにお金はもらわなかったということは事実でしょう。しかし、裁判調書の中で検事発言、検事調書の中で、検事がT氏に質問を問いかけた言葉の中に、川名さんにお金の話をしたらば、川名さんはその受け渡しは2月に農業委員会の任期が終了するので、その後にしてくれという文言を検事がT氏に質問したところ、そのとおりですという確認がされていたわけですが、それも傍聴された方々、あるいは裁判記録の中に恐らく入っていると思います。それに対してそういったことがなされたためにあなたに対する批判が皆様方はぬぐえないと思います。その点はどうなのですか。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員。

○18番（川名康夫君） その話は、裁判傍聴記録としてことしの3月に事務局から渡されたのです。それで裁判記録をとりに行ったのですけれども、もう一回行かなければいけないのですけれども、そこにはそういう文言は入っていませんので、本当にそういう話があったのかなかったのかはまだはっきり

していません。あともう一回、来週の水曜日ですか、検察庁に行ってその話をしようとしていますので、それはもう検察庁に行ってその資料をもらって、あるかないか、あとはそれをもって第三者に頼むということをしています。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 裁判記録にないということを今川名さん言われましたけれども、事務局、その中にうたっていないですか、検事発言。書いてありませんか。

○議長（中川喜一郎君） 森君。

○事務局（森 博君） 私、千葉地方検察庁に行って裁判記録の閲覧をしまいいりました。20センチぐらいの厚みの資料でございましたので、事務局長と2人で手分けをして閲覧をしまいいりました。その中に今ほど御園さんから言われた25年の2月以降任期が終わるので、その後でという文言は私は確認をいたしました。記載はありました。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） ということで、私も傍聴に行って生で聞いて、私もメモしてきちっとしてあります。ということは、先ほどから高浦委員のあなたに対する責任を伺っているわけですが、もしその言葉があなたからなかったとすれば、T氏はそこであなたとの接触はその後なかったかもしれない。それが1つ。

そして、早いうちにあなたに接触し、お金の話をされたときに、先ほどから出ていますようにその時点で事務局なり委員会報告されたならば、そこで問題は浮上し、論議されて、その後多数が接待を横田でされたということもなかったかと思えます。そこらを、あなたの責任を問うているわけですので、やはりあなたがもし検事調書の中にそういった文言がないと、あるいは自分の身に覚えがないとするならば、検事に対して、あるいはT氏に対してそれはきちっと白黒をつけるべきである。よって、名誉毀損なり刑事告訴なりしてきちっと白黒をつけるべきではないでしょうか。その点についてお伺いします。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員。

○18番（川名康夫君） それやっています。今弁護士が来まして、あるかないかということで検察庁にも書類を、かなり厚い書類があるのですけれども、その書類ももらいに行くのですけれども、刑事訴訟をするということで検察に言っておりますので、コピーを検察は渡してくれることになっています。御園さんの言うように名誉毀損で。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 名誉毀損で対応するには、それは川名さんと裁判所の相対でやっていただくのは十分結構だと思いますが、いずれにせよ裁判記録の中で、川名さんが記憶の中で少なくとも1回しかなかったとしても、その1回の金銭のやりとり、金銭の話が出たときのその1回限りで農業委員会に、またはほかの農業委員の人にこういうことがあったのだと、やめてくれとか、やめるべきだとか、

またはTさんに、あなたおかしいよ、やめるべきだとか、いろんな、公務員として、農業委員として責任ある立場の中ではっきりと明言をしていたならば、総括的に袖ヶ浦市農業委員会がここまで市民の信頼を損なうことはなかったのではないのでしょうかと私はお尋ねしているのです。このまま同じような姿勢で川名さんが委員を務めていただいたならば、袖ヶ浦市全体、または千葉県だけではなくて、全国の農業委員から袖ヶ浦市は全く自浄努力がない、形式的な対策防止委員会だけだというようなことで、全く内部の自浄努力がないというふうに批判されてしまうのです。それはそうは思いません。私の言い過ぎでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員。

○18番（川名康夫君） 今のはどう言っているかわかりませんが、私は時系列で言うのであるのは、私が さん300万を持ってきたのは9月21日です。この供述調書で見ると、接待を受けたのが5月の21日になります、24年の5月。私が言う前にもう接待を受けていますので、これは結構実名が入っています。受けた人の実名が。私が言ったことでほかのやめなくてもいい委員さんがやめたというのは当たらないと思います。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○3番（高浦芳一君） 川名さんが言わなかったからやめたのではないのです。その後自分の責任で誘われた、または言葉がかかった、何らかのアクションで、自分の責任で参加してしまったことに対して、私は間違いだったと、刑事的な責任はないにしても誰が見てもおかしいという社会通念上の行為をしてしまったということから辞任をされたのです。これまで4人の委員の方々は。それがそれなのです。でも、Tさんの立場を考えると、とにかく許可をしてもらいたい、させようという努力をしてきた、結果的には悪いことなのです。悪いことなのですが、その経過の一端の中で毅然とした態度をとっていただきたかった川名委員が言うべきことを言わなかったためにTさんも犯罪を繰り返し、それに巻き込まれた農業委員もいる。結果的に袖ヶ浦市農業委員会が市民から信頼を裏切った、全くその人の意向に沿うような審議がされたのではないか、いろんな批判を浴びているわけです。でも結果的には審議には影響しなかったということで当時の農業委員の方は立派な判断をされたと思いますけれども、とにかく結果的に道義的に、社会的に市民の批判を浴びているのです。浴びているからこそ農業委員会としてこの対策防止検討委員会が設立されて、これまでの経過が進められたのです。対策防止委員会、川名委員もスタッフとして入っていただいたではないですか。これまで6回やりましたけれども、最初の2回ご出席いただきました。なぜか3回目から6回目までご出席されませんでした。いろんな経過もあると思いますけれども、真摯に手を挙げて検討委員会に参加されて、最終的に報告書の内容を吟味していただいたならば、我々農業委員としてのあるべき姿、やらなくてはいけない姿というのが見えてきませんか。いかがですか。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員。

○18番（川名康夫君） これが出てきてから私が、これがといいますか、農業委員会贈収賄事件公判傍

聴記というのが出てきましてから、これに私は300万欲しいと言った。金は2月以降にしてくれと言ったという文言がありまして、私はそんなことは言った覚えもないし、ただその時点でそう言われると、こういう文書が出ましたので、私は潔白だという表明をするすべがないし、こういう書類が出てきなければ出ないし、わからないし、そのとき対策委員会も中立性とか、そういうのをおもんばかりまして、一応こういうことがあったので、弁護士さんのほうもやっぱり相談したのですけれども、こういうのが出ているけれども、もう対策委員会に出てはまずいだろうねと言ったら、まずいでしょねというところだから、はっきりするまでまずいでしょねということだから、言えばよかったですけれども、その点は謝りますけれども、そういうことではっきりするまではとっていました。

それから、裁判の上ではっきりさせる。そのときはなぜこういう、言った覚えは私もないし、300万円欲しいと言った覚えもないし、なぜこういう文章が出てきたかはわかりません。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 多分委員の方々は今の川名委員の裁判事件公判傍聴記という言葉は、これ記録なのですけれども、初めてお聞きする方がほとんどだと思います。これはことしの1月21日から公判に参加されたこの中の農業委員の方々が会長に、私、こういうふうに聞いてきましたということで、その人のメモとしていただいたやつなのです。それをまともに受けようとして、失礼な言い方もしれませんけれども、まともに、100%受けようとして対策委員会で預かったものではないのです。一つの公平な、いろいろな情報を得た中で正確に判断をしようとして預かった記録なのです。その中で、この記録は当時は、大変失礼な言い方ですけれども、対策防止委員会の委員しか知らない情報なのです。これがほかの委員、市会議員の方に渡っているのです。そんなことってあり得ます。川名委員。多分この渡した方は、私の推測では1人しかいない。川名委員だと思うのです。そういうことが、大体自浄努力、秘密の厳守、何をしなくてはいけないか、何をしたらいいのかというのを、川名委員は、大変申しわけない、欠如しております。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員。

○18番（川名康夫君） この文書に実名が載っているのです。確実性がなければ、どこのあれも実名は載せていないのだけれども、実名を載せるとなると、そこだけの話だけでは済まなくなってしまうのです。これも実名が載っているけれども、内々だけの話ですかと聞きましたら、実名が載っている以上は内々だけの話では済まないですよとってくれましたので、それでそういう、さっき言った話になってきました

○議長（中川喜一郎君） 積田委員。

○8番（積田雅美君） その文章は局長が配る前に、これはあくまでも参考の文書、それでこの場限りの委員の中での文書ですから一切口外しないでもらいたい。これは明言しました。私もそういうつもりで取り扱いをしました。でも、川名さんはそういう取り扱いをしないではないですか。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員。

○18番（川名康夫君） 私は、渡されたときはそういう話は一切なかったです。

○3番（高浦芳一君） 委員はみんな聞いていますから。

○18番（川名康夫君） だってあれ何人かだけでしょう、いたのは。みんないなかったのですから。

○16番（奥野政義君） それは検討委員のメンバーとして名誉にかけて言いますけれども、これは内部でもって、絶対この場だけの文書と。

○18番（川名康夫君） そうなのだけれども、名前が載っている以上は、実名が載っている以上は内部だけの処理では困るでしょう。名前が載っていなければいいですよ。

○議長（中川喜一郎君） はい、笹生委員。

○25番（笹生 猛君） 私、細かい前段のことは知らないのですが、今の話は客観的に聞いていたことからちょっと話をさせていただきたいと思います。

私は議会推薦で来ています。これに関して委員がかわってきました。それでこの報告書にも議会の責任というのは明確に書かれていて、私もこれは負うべきもので、議会も検討すべきことだと思います。ただ、責任というのは負わすことはできなくて、この人たちがどう考えるかということで、ともに負いそれに関して農業委員会としてどう扱うのかという提言を明確にすることのほうが前進するのではないかというふうに考えます。

そして、これは議会での話で、これから全協に報告するという話があったのですがけれども、全協というのは非公式的な場ですので、農業委員会として議会にもう少し明確なメッセージを送るとか、議会としての対応を求めるとかということのほうが恐らくここに書かれている趣旨というものには伝わるのではないかなというふうに思います。そうでないと、報告を受けただけで、議会はどう扱うのかというのは、やっぱり議会全体として扱うためにはしっかりとした形で報告をすとか、提言をすとか、突きつけるかということが必要だというふうに考える。今のように責任の所在が明確でなくて、行ったり来たりしていると、せっかく検討したことが何だかつたないことになるので、それは私は今客観的に聞いていますが、議会推薦の人間として明確に責任の一端があるというふうに感じていましたので、前段のことはちょっともちろんわかりませんが、今のように責任はそっちにあるのでしょうかという言い方をしていたら前進がないと思うので、農業委員会としてはこういう立場でこうします。議会にはこういうふうにしてください。また、道義的責任があるのはここだということを明確にした上で方向性を導き出すことが必要ではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

質疑から討論に移っているわけですが、今笹生さんが言われたこと、あとほかにどなたか。

御園委員。

○21番（御園 豊君） いろんな意見が出ているわけでございますけれども、川名委員は名誉毀損あるいは刑事告発等々を検討中だという話はしておりますけれども、それはそれで司法の場で決着してい

ただくにしても、高浦委員が申しあげましたように初歩的処置をしていれば、これだけ我々、現委員含めて、元委員含めて、あるいは市民の皆さんにも、社会的にもこんなに大騒ぎになることはなかったでしょうし、市の名誉を失墜することもなかったかと思えます。よって、この発端はやはり公務員たる職務の全うを怠った一つの原因が、知り得た情報は農業委員会に報告し、事務局に報告するという義務も農業委員には明記されております。その点で川名委員は初歩的、その一点でも怠ったわけがあります。よって、その責任は重大であり、よって農業委員会はこの件について発端を犯した川名委員の処遇について当委員会の結論を位置づけするのは妥当かなと思えます。よって、公的に本人が認めなければどうにもならないということがあるかもわからないけれども、当委員会としての一つのけじめとして、当委員会を辞職勧告するという方法も一つの方法ではないかと思えます。よって、その辺について審議を要求します。

○議長（中川喜一郎君） 質疑から討論まで行っているわけですが……

10分間休憩します。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

いろいろと多くの方々から議論が出ましたが、ここで終結したいと思います。

先ほどの意見の中で発言された御園委員より発言をお願いいたします。

○21番（御園 豊君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、要は道義的責任をみずから結論を出すべき懸案だと思われましても、本人いろんな形で申し上げておるとおりでございます。ここはやはり我々農業委員会そのものが市民や社会から厳しく見られております。よって、これを農業委員会としての結論を位置づけるべきであると思えます。よって、当委員会としては川名委員に対する一つのけじめとして、委員会は彼に辞職勧告をすべきだと提案をさせていただきます。

以上。ご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま21番、御園委員から動議の発言がありました。動議の内容につきましては、川名委員の辞職勧告についてであります。

皆さんにお諮りいたします。御園委員の動議に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 多数でございます。

よって、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第11条の規定により動議は成立いたしました。

ほかに発言ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ありませんね。

お諮りいたします。この際、動議の成立しました議題を日程に追加し、直ちに議題とすることに異

議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議ないものと認めます。

よって、これらを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程を追加いたします。日程第4の次に日程第5、発議案2号、提案理由の説明、質疑、討論、採決、以上でございます。

発議案第2号 川名委員の辞職勧告について

○議長（中川喜一郎君） 日程第5、発議案第2号 川名委員の辞職勧告について議題といたします。

提案理由の説明は、21番の御園委員の説明をお願いいたします。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。理由について先ほども触れましたけれども、この懸案はいずれにいたしましても社会的責任、そして社会を騒がせ、市民に迷惑をかけ、農業委員にも多大な迷惑をかけ、そしてそれがなければこういった審議も、時間も費やさなくてよかったわけであります。よって、この懸案につきましては、農業委員会としての一つの社会的けじめをつけるべきだと思います。その上でこの委員会としてのけじめをつける意味、この提案をさせていただきました。

以上が理由でございます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○25番（笹生 猛君） 25番、笹生です。ちょっとわからないので教えてください。農業委員会の倫理規程もしくは懲罰規程というのはどういうものがあって、どういうときに辞職勧告に値するのか、また訓告とかいろいろあると思うのです。その規程について教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） ございません。

○議長（中川喜一郎君） 笹生委員。

○25番（笹生 猛君） なければ準用する規程があったらと思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 農業委員会等に関する法律がございまして、その第14条で委員の解任の請求という条項がございます。ここでは委員のリコールの手続が示されておりますけれども、この解説本をちょっと読ませていただきます。

委員のリコールをしようとするものは、自己及びリコールをしようとする委員の氏名、解任請求理由の要旨、その他必要な事項を記載した委員解任請求趣旨書に施行規則で定める様式に従った委員解任請求者署名用紙を添付して、その各葉に自己の印鑑で割り印して当該市町村の選挙管理委員会に提

出する。署名押印者の数が市町村の選挙管理委員会の告示する有権者の数の2分の1以上になったときは解任請求代表者は署名簿を選挙管理委員会に提出してということで、この手続だと選挙人の2分の1以上というところの署名が必要になってくるということになります。

仮にですから、この手続にのっとろうとしてもそこまでいかなければこの手続にのらないとなるかと思えます。具体的に委員を辞職勧告とかという記述自体は、この農業委員会等に関する法律にはございませんので、ご自身での辞任あるいは推薦団体からの解任、それ以外の手続とするとこの14条が委員をやめられる手続の流れになるかと。

○議長（中川喜一郎君） 笹生さん。

○25番（笹生 猛君） それは準用すべき規定なのか、それと今回のこれがどのように関係するのか、またそれが適合しているのかという点についてはちょっとわからないので、補足をしてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 準用ではなく、もう農業委員の解任そのものです。特定の農業委員が選挙権を有する者の信任を失うに至った場合には、当該委員を対象にリコールをすることができるというような条項でございますので、これを準用してということではなくて、委員の解任についてを規定した条項でございます。

○25番（笹生 猛君） 選挙人の2分の1というのは、有権者ということで、有権者2分の1、では袖ヶ浦で言うと、大体5万人いる場合の半分、2万5,000人……

〔「農業委員の……」と言う人あり〕

○25番（笹生 猛君） 農業委員でどのくらいですか、数は。

○事務局（森 博君） 1,500人。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○16番（奥野政義君） 私は、法律的な裏づけであるとか、あるいは拘束力であるとか、そういうものはいいと思うのです。きょうここで検討委員会の報告書が出ました。その結果としてもう一つ自浄作用というのですか、そういうことの中で、今御園委員さんがおっしゃったような形が、それが通るか通らないかはまた別の問題として、農業委員会としての総意をここで出して、それでこの件については次の議会報告をもって、今度は次の新たなステップ、今度はここで提案させてもらったことを検討するということの中で、きょうここで、例えば笹生委員が言った法的な拘束力があるのかとか、いろんな法律がどうのこうのとかではなくて、現状における委員会としての総意ということの中で結論を出させてもらえればいいのかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 今奥野委員が言われたこと、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。討論ございますか。

はい、どうぞ。

○25番（笹生 猛君） 今までの議論の経緯を聞いて、心情的な部分ではよくわかります。ただ、ルールにのっとった形で委員会というのは運営されているということ、それと倫理規程が明確でない中で、こういう形で辞職を勧告するというのは、私はどうかなというのがあります。ここを機に倫理規程を明確にする、そして今後どういう形にするかということをつくった上で、こういう意見があったというふうならわかりますけれども、例えば厳重注意とか、こういうことも含めているんな処分というのはあると思います。そういう中でいきなり辞職勧告というのは、基準が明確でないままやるのは非常に民主主義国家の中ではやるべき行為ではないというふうに考え、反対いたします。

○議長（中川喜一郎君） ほかに反対意見お持ちの方いらっしゃいますか。討論。はい、どうぞ。

○8番（積田雅美君） 規定とかそういうものは明確ではないけれども、我々農業委員、この事件が起きた後になっているのです。でも私たちもかなりそういうことをやっているのではないかという目で見られているのです。そういうことを考えると、何も罪のない人がそういうような形で見られたというその原因をつくったのはあるわけです、必ず。原因がわかったのだからそれに対しては辞職勧告というのは、私は妥当だと思っておりますけれども、いかがでしょう。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論ある方。はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 農業委員会の一員としてあるべき姿の中で、社会一般的に考えた重大な問題にかかわったときの負う責任があるという社会的責任、それと道徳として行すべき道理などから生じます任務を負うべきことがあるというような言い方、または任務を負わなかったことによって責められる意味があるのです。という農業委員としての資質、やるべきことに対して反したそれは責任があるのではないですかという意味合いでの、その自覚がない、またこれから農業委員会としてこの報告書に基づいてコンプライアンス、倫理観、これからしっかりしていこうという中では、今のような川名委員の姿勢ではこの農業委員そのものが改善に向かわないと思われまます。そういうことから、常識的な観点から社会批判を受けても仕方ないルール違反を犯したということで、法的な責任とは別の意味での責任を問うべきである、または責任を負ってもらうべきであるということから動議の趣旨に私は賛成をいたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま反対の意見とそれから賛成の意見、両方出ました。ほかにどなたか討論ございますか。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 決裁してしまってから、後でいろんな議論を、賛成、反対というのはおかしいではないですか。動議に対して決をとったわけですから、それに対して賛成多数で決しているわけですから、それに対してまた後で意見聴取、異議申し立て等々を審議していることはやはりおかしいと思いませんか、議長。

○議長（中川喜一郎君） 今討論で賛成討論、反対討論、二方出していただきました。今おっしゃったとおりで、ほかにはないと思いますので、この辺で議論を終結をして次に移りたいと思います。

○事務局（佐久間泰利君） 済みません。今の御園さんの質問、議長へということだったのですが、ちょっとしゃしゃり出て申しわけないのですが、私のほうからお答えしたいと思います。

まず運営の流れとしまして、今回議案としてなかったわけで、動議で出された。それを議案として取り上げるかどうかということで先ほど手を挙げていただきました。議案として取り上げて、今質疑、討論というふうな形になっておりますので、この意見が出そろった段階でもう一度この案件については採決をするというふうな手順になっておりますので、ご理解いただければと思います。

○21番（御園 豊君） はい、了解。

○議長（中川喜一郎君） 討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて討論を終結いたします。

動議の提案理由は皆さんできたことかと思われま。また、質疑、討論でいろんなご意見をいただきました。動議として成立していることから採決をしたいと思いますが、本案件につきましては委員への辞職勧告という非常に重要な案件であることから、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第13条の規定により投票により採決をする方法としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ご異議ないものと認めます。

発議案第2号について、これより投票を行うことといたします。

ただいまの出席委員は25名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

16番、奥野政義委員、17番、峯下健次委員を指名いたします。

これから投票用紙を配付いたします。

事務局、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（中川喜一郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。皆さん行き渡りました。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（中川喜一郎君） 投票箱の確認終了いたしました。異状なしと認めます。

ただいまから投票を開始いたします。

発議案第2号に賛成される方は賛成に丸印を、反対される方については反対に丸印を記入してください。書き終わりましたら事務局長から議席番号と名前を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（中川喜一郎君） 投票漏れはございませんか。皆さんお済みになりましたね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

16番、奥野政義委員、17番、峯下健次委員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（中川喜一郎君） 開票の結果を報告します。

投票総数 25票

有効投票数 24票

無効投票数 1票です。

有効投票のうち

賛成 18票

反対 6票

以上のとおりです。

よって、発議案第2号は可決されました。

本決議につきましては、会長においてしかるべき処理をすることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 具体的には川名委員に対して本決議を決議通知として本人に手渡しすることとしたいと考えます。

閉会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第19回農業委員会総会を閉会します。

長時間どうもお疲れさまでした。

午後6時55分 閉会